Ⅳ　特定地域型保育事業
（確認監査）

Ⅳ　特定地域型保育事業（確認監査）

事　　項	内　　容	解　　説	根　拠　法　令　等	書　類　等
1　基本方針（一般原則）	1　基本方針（一般原則）を遵守すること。	(1) 良質かつ適切な内容及び水準の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 (2) 子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って特定地域型保育を提供するように努めなければならない。 (3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 (4) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	**◎北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例** **（平成２６年１０月７日北九州市条例第５４号。以下市条例第５４号とする）　第３条** 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 2　特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。 3　特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4　特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。	運営規程
2　暴力団員等の排除	1　暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと。	(1) 施設の設置者若しくは施設の長又は地域型保育事業者若しくは事業所の管理者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、「暴力団員等」という。)に該当しないこと。 (2) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していないこと。 (3) 暴力団員等によりその運営について支配を受けていると認められないこと。 (4) 施設の設置者若しくは施設の長又は地域型保育事業者若しくは地域型保育事業所の管理者が、福岡県暴力団排除条例第23条第1項の規定により県条例第22条の勧告(県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。 (5)施設の設置者若しくは施設の長又は地域型保育事業者若しくは地域型保育事業所の管理者が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。	**◎市条例第５４号　第４条** 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、次の各号のいずれかに該当してはならない。 (1)　当該特定教育・保育施設の設置者(その者が法人である場合にあっては、その役員等(児童福祉法第34条の15第3項第4号ニに規定する役員等をいう。以下この条において同じ。))若しくは当該特定教育・保育施設の長又は当該特定地域型保育事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員等)若しくは当該特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)の管理者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。)であること。 (2)　暴力団員等をその業務(特定地域型保育事業者にあっては、その特定地域型保育事業所の業務をいう。以下この号において同じ。)に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。 (3)　暴力団員等によりその運営(特定地域型保育事業者にあっては、その特定地域型保育事業所の運営をいう。)について支配を受けていると認められること。 (4)　当該特定教育・保育施設の設置者(その者が法人である場合にあっては、その役員等を含む。次号において同じ。)若しくは当該特定教育・保育施設の長又は当該特定地域型保育事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員等を含む。次号において同じ。)若しくは当該特定地域型保育事業所の管理者が、福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。)第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告(県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかっ	

事　項	内　容	解　説	根拠法令等	書類等
			た旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。 (5)　当該特定教育・保育施設の設置者若しくは当該特定教育・保育施設の長又は当該特定地域型保育事業者若しくは当該特定地域型保育事業所の管理者が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。	
3　利用定員に関する基準	1　利用定員を定め、遵守していること。	(1) 次の特定地域型保育事業の種類に応じ、3号認定子どもの区分で利用定員を定めているか。ただし、0歳と1～2歳に区分すること。 ①小規模保育事業A型及びB型 利用定員の数は、6人以上19人以下。 ②小規模保育事業C型 利用定員の数は、6人以上10人以下。 ※小規模保育事業C型にあっては、平成32年3月31日までの間、利用定員を6人以上15人以下とすることができる。 ③家庭的保育事業 利用定員の数は、1人以上5人以下。 ④小規模型事業所内保育事業 利用定員の数は、6人以上19人以下。 ⑤保育所型事業所内保育事業 利用定員の数は、20人以上。 ⑥居宅訪問型保育事業 利用定員の数は、1人。	**◎市条例第５４号　第３８条** 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年北九州市条例第53号)第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあって6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第4項において同じ。)にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。 2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育事業所ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 **＊法＝子ども・子育て支援法（以下この調書において同じ）** **◎北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例** **（平成２６年１０月７日北九州市条例第５３号。以下市条例第５３号とする）付則　４** 小規模保育事業C型の利用定員については、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第３６条の規定にかかわらず、6人以上15人以下とすることができる。 **◎市条例第５３号　第４８条** 事業所内保育事業のうち利用定員が19人以下のもの(以下この節において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この節において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。	

事　　項	内　　容	解　　説	根　拠　法　令　等	書　類　等
4　運営に関する基準	1　内容及び手続の説明及び同意	(1) 特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、保護者に対し、次に掲げる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得ていること。 なお、保護者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、保護者の承諾を得て、電子データにより提供し、当該文書を交付したものとみなすことができる。 ①運営規程の概要 ②連携施設の種類、名称、連携協力の概要 ③職員の勤務体制 ④利用者負担 ⑤その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項	(1)　調理業務の全部を委託する場合 (2)　第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合 **◎市条例第５３号　第４４条** 事業所内保育事業のうち利用定員が 20 人以上のもの(以下この節において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この節において「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。 **◎市条例第５４号　第３９条** 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第 47 条に規定する運営規程の概要、第 43 条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第 44 条の規定により支払いを受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 **◎市条例第５４号　第５４条** **特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。** **2　特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項の規定により教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。** **(1)　電子情報処理組織を使用して記載事項を教育・保育給付認定保護者に送信し、又はその閲覧に供し、当該教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法** **(2)　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。第 6 項第 2 号において同じ。）をもって調製する方法により記載事項をファイルに記録した物を交付する方法** **3　前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない**	運営規程 需要事項説明書 入園のしおり

事　　項	内　　容	解　　説	根　拠　法　令　等	書　類　等
			4　特定教育・保育施設等は、第 2 項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は第 6 項各号に掲げる方法により承諾を得なければならない。 (1)　第 2 項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの (2)　ファイルへの記録の方式 5　前項の承諾を得た特定教育・保育施設等は、教育・保育給付認定保護者から文書又は次項各号に掲げる方法により当該承諾に係る電磁的方法による記載事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 6　特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等による同意については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の提出に代えて、次に掲げる方法により得ることができる。 (1)　電子情報処理組織を使用して書面等に記載すべき事項を教育・保育給付認定保護者から受信し、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (2)　電磁的記録媒体をもって調製する方法により書面等に記載すべき事項をファイルに記録した物の提出を受ける方法 7　前項各号に掲げる方法は、特定教育・保育施設等がファイルへの記載を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。	
	2　正当な理由のない提供拒否の禁止等	(1) 保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなく、これを拒んではならない。 (2) 子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	◎市条例第５４号　第４０条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 4　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供の体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満 3 歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	運営規程
	3　あっせん、調整及び要請に対する協力	(1) 子ども・子育て支援法第 54 条第 1 項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (2) 保育認定子どもの利用に関し、児童福祉法の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	◎市条例第５４号　第４１条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54 条第1 項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2　特定地域型保育事業者は、満3 歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24 条第3 項(同法附則第73 条第1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	

事　　項	内　　容	解　　説	根　拠　法　令　等	書　類　等
	4　受給資格等の確認	(1) 利用開始に際し、保護者の提示する支給認定証により、次の内容を確かめること。 ①給付認定の有無 ②給付認定子どもの区分（1 号・2 号・3 号） ③給付認定の有効期間 ④保育必要量（保育標準時間・保育短時間）等	**◎市条例第５４号　第９条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	支給認定証又は子どものための教育・保育給付認定結果通知書の事項を確認している書類
	5　支給認定の申請に係る援助	(1) 支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 (2) 給付認定の変更の申請が遅くとも保護者が受けている給付認定の有効期間の満了の日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	**◎市条例第５４号　第１０条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 2　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。	
	6　心身の状況等の把握	(1) 特定地域型保育の提供に当たっては、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	**◎市条例第５４号　第４２条** 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	児童（記録）票 保育原簿等
	7　地域型保育の提供の記録	(1) 特定地域型保育を提供した際は、提供した日、内容その他必要な事項を記録しているか。	**◎市条例第５４号　第１３条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	全体的な計画 日誌 出席記録簿
	8　特定教育・保育施設等との連携	(1) 特定地域型保育が適性かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」）という。）を確保しなければならない。 ※居宅訪問型保育事業は対象外 ①特定地域型保育の提供を受けている子どもに集団保育を経験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談、助言その他の保育内容に関する支援を行うこと。 ②必要に応じて、代替保育を提供すること。 ※保育所型事業所内保育事業については、①及び②に係る連携協力を求めることを要しない。 ③当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた子どもを、当該特定地域型保育の提供の	**◎市条例第５４号　第４３条** 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合は、この限りでない。 (1)　特定地域型保育の提供を受けている満 3 歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2)　必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。)を提供すること。 (3)　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第38条第2項に規定	

事　項	内　容	解　説	根拠法令等	書類等
		終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において教育・保育を提供すること。※事業所内保育事業を利用する子どもにあっては、従業員枠の子どもに限り、③に係る連携協力を求めることを要しない。 (2) 居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市長の指定する施設（以下「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (3) 特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。	するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2　居宅訪問型保育事業を行う者は、北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市長の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合は、この限りでない。 3　事業所内保育事業を行う者であって第38条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項第1号及び第2号の規定は、適用しない。 4　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。	
	9　利用者負担額等の受領	(1) 特定地域型保育を提供した際は、保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額の支払を受けること。 (2) 特定地域型保育の提供に当たって、特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、特定地域型保育費用基準額（公定価格）と保育の質の向上を図るために要する費用との差額に相当する金額の範囲内で保護者から支払を受けること。 当該支払を受けている場合、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支払を求める理由について書面で明らかにするとともに、書面での同意を得なければならない。 (3) 実費徴収をしている場合、徴収している費用は、次に掲げる費用であるか。 ①日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用 ②特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ③特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ④その他特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの 当該支払を受ける場合、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支払を求める理由について書面で明らかにすると	**◎市条例第５４号　第４４条** 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。 2　特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。 3　特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 4　特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)　日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用 (2)　特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 (3)　特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 (4)　前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5　特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。	運営規程 重要事項説明書 利用者負担額に係る請求書

事　項	内　容	解　説	根拠法令等	書類等
		ともに、同意を得なければならない (4) 上記 (1) ～ (3) の費用の支払を受けた場合、当該費用に係る領収証を当該支払いをした保護者に対し交付しなければならない。	6　特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由につて書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	
	１０　地域型保育給付費等の額に係る通知等	(1) 法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る給付費の額を通知しなければならない。 (2) 法定代理受領を行わず給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、特定教育・保育の内容、費用の額等を記載した特定教育・保育提供証明書を保護者に対して交付しなければならない。	**◎市条例第５４号　第１５条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2　特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。	法定代理受領通知 特定教育・保育提供証明書
	１１　特定地域型保育の取扱方針	(1) 保育所保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じた特定地域型保育の提供を行わなければばらない。	**◎市条例第５４号　第４５条** 特定地域型保育事業者は、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第50条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じた特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	
	１２　特定教育・保育に関する評価等	(1) 自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければばらない。 (2) 定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ※努力義務	**◎市条例第５４号　第４６条** 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2　特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に特定地域型保育の質の改善を図るよう努めなければならない。	自己評価の記録
	１３　相談及び援助	(1) 常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければばらない。	**◎市条例第５４号　第１８条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	
	１４　緊急時等の対応	(1) 現に特定地域型保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければばらない。	**◎市条例第５４号　第１９条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	

事　　項	内　　容	解　　説	根　拠　法　令　等	書　類　等
	１５　給付認定保護者に関する市町村への通知	(1) 特定地域型保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。	**◎市条例第５４号　第２０条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	
	１６　運営規程	(1) 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥利用定員 ⑦特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項。また、選考方法を含む。 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	**◎市条例第５４号　第４７条** 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事項について規程(第 51 条において準用する第 24 条において「運営規程」という。)を設けなければならない。 (1)　事業の目的及び運営の方針 (2)　提供する特定地域型保育の内容 (3)　職員の職種、員数及び職務の内容 (4)　特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5)　第 44 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6)　利用定員 (7)　特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第 40 条第 2 項の規定による選考の方法を含む。) (8)　緊急時等における対応方法 (9)　非常災害対策 (10)　虐待の防止のための措置に関する事項 (11)　前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関して重要な事項	運営規程
	１７　勤務体制の確保等	(1) 子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 (2) 当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。 ただし、子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 (3) 職員の資質を向上させるための研修の機会を確保しなければならない。	**◎市条例第５４号　第４８条** 特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満 3 歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3　特定地域型保育事業者は、職員の資質を向上させるための研修の機会を確保しなければなら	出勤簿 勤務表 職員名簿 雇用契約書 給与台帳 研修報告書
	１８　利用定員の遵守	(1) 利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。 ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第 24 条第 6 項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	**◎市条例第５４号　第４９条** 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第 24 条第 6 項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	

事　　項	内　　容	解　　説	根　拠　法　令　等	書　類　等
	１９　重要事項の掲示	(1)　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	**◎市条例第５４号　第２４条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	重要事項説明書
	２０　子どもの平等取扱い	(1) 子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定地域型保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	**◎市条例第５４号　第２５条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	
	２１　虐待等の禁止	(1) 職員は、子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	**◎市条例第５４号　第２６条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	
	２２　秘密保持等	(1) 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 (2) 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (3) 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。	**◎市条例第５４号　第２８条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2　特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3　特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。	就業規則 秘密保持の誓約書等 個人情報に関する誓約書
	２３　情報の提供等	(1) 特定地域型保育事業を利用しようとする子どもの保護者が、その希望を踏まえて適切に特定地域型保育事業を選択することができるように、当該特定地域型保育事業が提供する特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 (2) 特定地域型保育事業について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	**◎市条例第５４号　第２９条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。	入園のしおり パンフレット等

事　項	内　容	解　説	根拠法令等	書類等
	２４　利益供与等の禁止	(1) 特定地域型保育事業を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 (2) 小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	**◎市条例第５４号　第３０条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設は、利用者支援事業(法第59条第1号に規定する事業をいう。)その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者(次項において「利用者支援事業者等」という。)、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2　特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	
	２５　苦情への対応等	(1) その提供した特定教育・保育に関する子ども又はその保護者その他の家族（以下「子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 なお、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所にあっては、第三者窓口も設置していること。 (2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 (3) その提供した特定教育・保育に関する子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 (4) その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市が行う検査等に応じ、子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければばらない。 (5) 市からの求めがあった場合には、上記（4）の改善の内容を市に報告しなければならない。	**◎市条例第５４号　第３１条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2　特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 4　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 5　特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。	苦情対応マニュアル等 苦情受付簿 苦情報告 苦情解決の記録
	２６　地域との連携等	(1) その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力等により地域との交流に努めなければならない。	**◎市条例第５４号　第３２条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力等により地域との交流に努めなければならない。	

事　項	内　容	解　説	根拠法令等	書類等
	２７　事故発生の防止及び発生時の対応	(1) 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合の対応、下記の②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析に基づく改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生の防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 (2) 子どもに対する特定地域型保育の提供に際して事故が発生した場合は、速やかに市、当該子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 (3) 上記（２）の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 (4) 子どもに対する特定地域型保育の提供に際して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければばらない。	**◎市条例第５４号　第３３条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 (2)　事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析に基づく改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。 (3)　事故発生の防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を定期的に行うこと。 2　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に際して事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 3　特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 4　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に際して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	事故発生防止マニュアル等 事故報告書 研修報告書 損害賠償に係る書類
	２８　会計の区分	(1) 特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	**◎市条例第５４号　第３４条　（第５１条　準用）** 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	
	２９　記録の整備	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 (2) 子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 ①「特定地域型保育の取扱方針」に関し、その取扱方針に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 ②「地域型保育の提供の記録」に関し、その提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 ③「利用者に関する市への通知（不正受給の防止）」に関し、市への通知に係る記録 ④「苦情解決」に関し、苦情の内容等の記録 ⑤「事故発生の防止及び発生時の対応」に関し、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	**◎市条例第５４号　第５０条** 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。 (1)第 45 条に規定する厚生労働大臣が定める指針に基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 (2)次条において準用する第13 条の規定による特定地域型保育の提供の記録 (3)次条において準用する第20 条の規定による市町村への通知に係る記録 (4)次条において準用する第31 条第2 項の規定による苦情の内容等の記録 (5)次条において準用する第33 条第3 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	会計に関する書類 職員、整備、会計に関する諸記録 全体的な計画 教育・保育提供の記録 苦情解決の記録 事故報告書

事　　項	内　　容	解　　説	根　拠　法　令　等	書　類　等
５　特例地域型保育給付費に関する基準	１　特別利用地域型保育の基準	(1) 市条例第５３号に定める基準を遵守しなければならない。	**◎市条例第５４号　第５２条** 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準を遵守しなければならない。 2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 38 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3　特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、この章（第 41 条第 2 項を除き、前条において準用する第 9 条から第 15 条まで（第 11 条及び第 14 条を除く。）、第 18 条から第 20 条まで及び第 24 条から第第 34 条までを含む。次条第 3 項において同じ。）の規定を適用する。(以下、略)	
	２　特定利用地域型保育の基準	(1) 市条例第５３号に定める基準を遵守しなければならない。	**◎市条例第５４号　第５３条** 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準を遵守しなければならない。 2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 38 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3　特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。(以下、略)	